

実費弁償等に関する規程

平成 29 年 4 月 17 日 会長決定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、神戸市人と猫との共生推進協議会（以下「協議会」という。）の会議の開催及び事業の実施に係る実費弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 定例会議に出席した者に対して、自宅又は勤務場所から会議の開催場所までの往復交通費を、上限 3,000 円として支払うものとする。

(事業)

第 3 条 協議会の実施する野良猫の繁殖制限事業に係る事前調査、周知、捕獲、手術場所への搬入、手術場所から捕獲場所への返還、野良猫への給餌者に対する指導又は助言、地域猫活動団体への支援又は助言並びに事後調査等の現地作業に従事した構成団体又は協力者（地区別計画に定める人数を上限とする）に対して、1 人 1 日あたり 2 時間未満 2,000 円、2 時間以上 4 時間未満 3,000 円、4 時間以上 4,000 円（作業に自動車を用いた場合にあっては、1 台 1 日あたり 1,000 円を加算）を支払うものとする。

当該規定は、協議会が実施する譲渡会等の事業において運営を依頼した協力者にも準用する。

2 前項の支払い申請にあたっては、別に定めるところにより、事務局に作業報告書を提出し、その承認を得なければならない。

第 4 条 協議会の実施する野良猫の繁殖制限事業に係る不妊去勢手術を実施した協力獣医師に対して、不妊去勢手術費用として 1 匹あたり 10,000 円（税込）を上限として支払うものとする。

2 前項の支払申請にあたっては、別に定めるところにより、事務局に作業報告書を提出し、その承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。